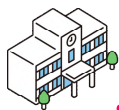


食物アレルギーや宗教上の理由などにより給食の提供を受けていない方へ



食物アレルギー児等代替昼食支援事業 給付金のお知らせ

支給を受けるためには申請が必要です



物価高騰の影響を受けている子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、令和6年1月から3月分までの3か月限定で給食費を無料にするとともに、食物アレルギーなどにより学校給食を食べることができず、お弁当を持参する児童の保護者に、給食費相当額を支給します。



牛乳だけ飲んでいない場合も
給付の対象です

対象者

相模原市立小学校・義務教育学校（前期課程）に在籍し、食物アレルギーや宗教上の理由などにより学校給食の全部又は一部の提供を受けていない児童の保護者

対象期間

令和6年1月～3月分

支給額

提供を受けていない給食費相当額（上限額は13,800円）

○「1食あたりの単価」×「提供を受けていない給食の回数」＝「支給額」
（1食あたりの単価）

- ・給食を食べない（牛乳を飲まない）場合・・・270円
- ・給食を食べない（牛乳を飲む）場合・・・215円
- ・給食を食べる（牛乳を飲まない）場合・・・55円

○支給額は学校長に申し出ている給食の喫食状況により積算をします。
長期欠席及び学級閉鎖による給食の停止は対象外です。

○支給額の目安 ※1～3月の給食回数を46日で試算

- ・毎回お弁当を持参、牛乳を飲まない場合 270円×46日＝12,420円
- ・9回お弁当を持参、牛乳は飲む場合 215円×9日＝1,935円
- ・毎回牛乳を飲まない、給食は食べる場合 55円×46日＝2,530円

※支給額は児童の喫食状況等により変動します。

申請方法

申請書を学校給食課に郵送で提出

〒252-5277

相模原市中央区中央2-11-15

相模原市役所 学校給食課 宛



申請書は市HPからダウンロードするか学校給食課にご連絡ください。

提出期限

令和6年

2月16日（金）

相模原市HP
はこちら



支給方法

3月下旬に1～3月分をまとめて指定口座に振込予定

お問い合わせ：相模原市学校給食課 042-707-7084

裏面 申請書記入例・よくある質問へ

記入例

②保護者について
記入してください

③対象児童について
記入してください

④希望する振込先に
☑を記入してください

⑤新たに口座を指定する場合は、口座を記入し、口座番号がわかるものを忘れずに同封してください。

代替昼食支援事業給付金申請書

相模原市
記入日 令和6年 ▲月 ▲日

相模原市食物アレルギー児童代替昼食支援事業給付金について、相模原市食物アレルギー児童代替昼食支援事業給付金支給要綱第4条の規定に基づき、次とおり申請します。給付金額は、学校が管理する給食の喫食状況により積算した金額を下記の口座に振り込むよう請求します。

1 申請・請求者（保護者）

住所	〒 ▲▲▲-▲▲▲▲ 相模原市中央区中央▲-▲-▲		
フリガナ	サガミ タロウ		
氏名	署名（又は記名押印） 相模 太郎		
電話番号	携帯電話など平日、日中の連絡先 ▲▲▲ - ▲▲▲▲ - ▲▲▲▲		

2 児童名

児童カナ氏名	サガミ ハナコ	保護者との続柄	子
児童氏名	相模 花子		
学校名	●●小学校	学年 学級	▲年▲組
給食の提供を受けていない理由 (複数回答可)	<input checked="" type="checkbox"/> 食物アレルギー <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> その他 ()		
給食の停止状況 (複数回答可)	<input checked="" type="checkbox"/> 給食を食べない、牛乳を飲まない日がある <input type="checkbox"/> 給食を食べない、牛乳を飲む日がある <input checked="" type="checkbox"/> 給食を食べる、牛乳を飲まない日がある		

3 振込口座
希望する振込先に☑をご記入ください。

学校給食費預金口座振替依頼をしている口座への振り込みを希望します。

次の口座への振り込みを希望します。

金融機関 支店	金融機関 コード	支店 コード	種別	口座番号	口座名義人 (カタカナ)
	▲▲▲▲	▲▲▲	普通	▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲	サガミ タロウ

※暗帳またはキャッシュカードの写し等口座番号がわかるものを添付してください。

よくある質問

Q 1. 対象の児童が2人います
A 1. 児童1人につき1枚申請書を記入してください

Q 2. 1月、2月は給食を食べお弁当を持参する予定はありません。3月は献立表を受け取っていないのでわかりません。申請は必要ですか？
A 2. 食物アレルギーなどがあり3月に給食を停止する可能性がある場合は、申請期限までに申請書を提出してください。
なお、支給額が0円となった場合は不支給決定通知書を送付します。

Q 3. 支給額の計算方法を教えてください
A 3. 学校が管理する給食の喫食状況に基づき、食物アレルギーなどにより給食の停止が認められた日数に、給食費相当額を掛けて計算します。
(例) 1～3月の間に、お弁当を持参、牛乳を飲まない回数が46回の場合
1食あたり270円×46回=12,420円が支給額になります。



この給付金は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用しています。